

## 平安女学院大学における研究データの保存等に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、平安女学院大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下「規程」という。）第4条第3項の規定に基づき、研究データの保存期間及び管理方法等についての基準を定めるものである。

### (定義)

第2条 この細則における用語の定義は、規程の第2条、第3条各号に規定する用語の定義による。

### (研究データの保存)

第3条 研究者は、責任を持って研究データを適切に保存・管理しなければならない。

- 2 本学は、高水準の研究倫理を確保するために、研究者に対し、研究データの保存に関わる啓発を行うとともに、研究データを保存するための環境整備に努める。

### (研究データの保存方法)

第4条 研究者は、研究データを後日の利用・検証が可能となるように適正な形で保存しなければならない。

- 2 保存に際しては、後日の利用・検証が可能となるように関連データの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。電子化データについては、適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存しなければならない。

### (研究データの保存期間)

第5条 研究データの保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、書面により学術研究委員会に申請し、委員会の議を経た上で、最終的に学長に認められた場合、保管場所の移動もしくは合理的な範囲で破棄することも可能とする。
- 3 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。
- 4 共同研究により得られた研究データ又は外部から受領した研究データで、契約等により別途定めがある場合はそれに従う。

### (研究者の責任)

第6条 研究データの保存は、担当する研究者自身が主たる責任を負う。

- 2 部局責任者は、当該部局の研究者の異動や退職に際して、研究者の研究活動に関わる研究データのうち保存すべきものについて、バックアップによる保管又は所在を確認し追跡可能としておくなどの措置を講じなければならない。

### (開示)

第7条 研究者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を

開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。

(その他)

第8条 個人データ等その取扱いに法的規制があるもの、契約等により別に定めがあるもの又は倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制、契約、指針等に従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関する成果物の取扱いについて、資金配分機関との取決め等がある場合には、それに従うものとする。

(事務)

第9条 この細則に関する事務は大学事務室が担当する。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、学術研究委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は2018年8月1日から実施する。(2018年7月23日理事会決定)
- 2 この細則は2022年4月1日から実施する。(2022年3月29日理事会決定)
- 3 この細則は2023年11月1日から実施する。(2023年10月25日理事会決定)